平成２２年（フ）第１０１５７号
埼玉県草加市柿木町1413―３
債務者　宮井さおり
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０１５８号
埼玉県さいたま市西区大字西新井59―１
債務者　峰岸　　昇
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０１５９号
埼玉県さいたま市西区大字西新井59―１
債務者　峰岸智恵子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０１６０号
東京都練馬区錦１丁目12―19―201
債務者　武田　光平
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０１６８号
東京都練馬区桜台５丁目36―12―１
債務者　小島トミコこと　小島ミチ子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０１７７号
東京都足立区東保木間１丁目５―１―203
債務者　藤村　和美
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０１８３号
埼玉県草加市草加４丁目１―30
債務者　本間　麻衣
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０１８４号
東京都荒川区荒川４丁目12―７―101
債務者　櫛部　　靖
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０１８７号
東京都世田谷区等々力３丁目30―15
債務者　守下景一朗
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０１８８号
東京都千代田区四番町７―５―602
債務者　上野　健三
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０１９０号
東京都豊島区高田３丁目５―５―306
債務者　石川　進一
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０２００号
東京都世田谷区下馬５丁目30―７―201
債務者　田中　是行
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０２０１号
東京都世田谷区池尻３丁目16―８
債務者　樋代　美保
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０２０２号
東京都荒川区東日暮里１丁目17―13―1102
債務者　本田　　傳
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０２０５号
東京都港区西麻布１丁目９―５―102
債務者　田井　洋子（旧姓江沢）
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０２０６号
東京都板橋区赤塚５丁目８―９
債務者　篠貴　　護
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部